

# 地域生活支援拠点事業 整備方針

西東京市 健康福祉部 障害福祉課

# 地域生活支援拠点等とは

- ▶ 今後の障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活することができるために、居住支援のための機能（**①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくり**）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。
- ▶ 第5期障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）では、「地域生活支援拠点等について、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを基本とする」としています。
- ▶ 平成28年度第5期西東京市地域自立支援協議会第3回会議（平成29年2月16日開催）にて報告したとおり、西東京市では「面的整備型（地域における複数の機関が分担して機能を担うもの）」を想定しています。

# 第5期西東京市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における目標

- ▶ 第5期西東京市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（平成30～32年度（令和2年度））における目標として、地域生活支援拠点等の整備については、下記のとおり示しています。

項目	平成32年度末の目標
地域生活支援拠点等の整備	泉小学校跡地に建設予定の障害者福祉施設の機能も含め、西東京市における地域生活支援拠点の方向性を定め、平成32年度末までに整備を行います。



泉小学校跡地に整備予定の障害者福祉施設においては、このことを踏まえ、選定した事業者より、地域生活支援拠点整備には具現的に社会資源をつなぐ有機的なネットワークが必要との提案があることから、一定の機能を持たせることを含め、関係機関との機能分担、連携の方策等について検討してまいります。

# 作業部会の開催

- ▶ 第5期障害福祉計画における目標に基づき、地域生活支援拠点等の整備にあたり、必要な事項の検討を行うため、令和2年度に西東京市地域自立支援協議会に地域生活支援拠点整備作業部会を設置し、下記のとおり検討を行ってきました。

	日時	協議事項
第1回	令和2年10月7日（水）	<ul style="list-style-type: none"><li>・西東京市が目指す地域生活支援拠点等のイメージ（案）について</li><li>・地域生活支援拠点等の各機能及び各機関の役割（案）について</li><li>・地域生活支援拠点等の各機能の内容及び整備・運営における今後の課題・方針について</li></ul>
第2回	令和2年10月20日（火）	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域生活支援拠点等の各機能の内容及び整備・運営における今後の課題・方針について</li></ul>
第3回	令和2年11月10日（火）	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域生活支援拠点等の5つの機能における本市の課題・現状・対応について</li></ul>

## 今後の対応

今後については、地域生活支援拠点等の整備に向けて、十分に意見交換を行い、以下のとおり対応していきます。

- (1) 「**基幹相談支援センターと地域活動支援センターの連携**」については、本市の障害福祉行政の要であることから、今後も協議の場を設け、地域生活支援拠点等を含む「西東京市の相談支援体制」について引き続き検討していきます。
- (2) 「**ニーズの把握（西東京市として何が必要か）**」については、当事者・ご家族・家族会等のご意見をいただきながら、引き続き丁寧に進めていきます。
- (3) 「**第5期西東京市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における目標**」にもあるとおり、泉小学校跡地活用障害者福祉施設においても事業受託法人と十分に調整しながら、これまでの作業部会で検討した内容を反映し整備していきます。

# 西東京市地域生活支援拠点の整備体制

西東京市地域自立支援協議会

《協議・決定》



地域生活支援拠点作業部会

《検討・報告》



ワーキンググループ

《実態把握・施策検討・報告》

# 地域生活支援拠点等の整備における課題 ～検討・調整事項について

- ▶ これまでの作業部会で検討した内容を事業受託法人と調整した結果、各機能における課題が浮き彫りになりました。今後の対応も踏まえ、引き続き事業受託法人や関係機関（基幹相談支援センター・地域活動支援センターなど）と整備していきます。

- ① 相談機能
- ② 緊急時の受け入れ・対応の機能
- ③ 体験の機会・場の提供の機能
- ④ 専門的人材の確保・養成の機能
- ⑤ 地域の体制づくりの機能

# 西東京市地域生活支援拠点整備ロードマップ

令和2年度 ○作業部会設置 方針整備

令和3年度 ●緊急時の受け入れ・対応の機能に関する事業

●体験の機会・場の提供の機能に関する事業

○ワーキンググループ設置

令和4年度 ●相談機能 ●地域の体制づくりの機能

●専門的人材の確保・養成の機能

令和5年度以後 事業の見直し等を継続的に実施

段階的整備

# ① 相談機能

- ▶ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他の必要な支援を行う機能。

## 【課題】

- ・ 伴走型支援、断らない相談への対応について整理する。

## 【検討状況】

- ・ 緊急的な対応が必要となりそうな方に、あらかじめ本事業についての説明を行い、事前登録をしていただくことで、迅速に利用ができるような体制を整備する。
- ・ 相談機能強化のため、3つの地域活動支援センターと2つの基幹相談支援センター等による話し合いの場を設け、今後の市内の相談体制について協議し、連携を深めていく。

## ② 緊急時の受け入れ・対応の機能

- ▶ 短期入所を活用した常時の緊急受入態勢等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

### 【課題】

- ・ 対象要件、受入れ期間等の事業内容を整理する。
- ・ 受入にあたっては、事前にアセスメントをして、できる限り対象者の障害者像を把握する。
- ・ 緊急時の定義、依頼の手順や時間帯、委託業務の範囲、区分のない人への対応を整理する。

### 【検討状況】

- ・ 泉小学校跡地活用障害者福祉施設の短期入所 2 床を活用し、緊急時の受入対応を検討する。
- ・ 対象者については、市内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方、市で援護の実施をしている者又は市に居住実態がある方等を想定している。
- ・ 受入期間は、原則として 2 日以上 7 日以内を想定している。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、入所から 1 カ月間程度を限度として延長することができるものとする。
- ・ 登録制にするなどし、利用可能性のある方の情報を事前に把握することを検討する。登録していない方についても、受入ができるようにアセスメントシートの作成を検討する。基幹相談支援センター、市、事業受託法人等で協議の上、受入の可否、本事業の利用の是非を判断する。

### ③ 体験の機会・場の提供の機能

- ▶ 地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や1人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

#### 【課題】

- ・対象要件等事業内容を整理した上で周知方法を検討する。
- ・空き状況を容易に確認できるような体制を検討する。

#### 【検討状況】

- ・泉小学校跡地活用障害者福祉施設の短期入所2床のうちの1床を活用することを検討する。
- ・多くの利用者に体験する機会を提供するため、各利用者の年間体験日数や1回の利用日数について検討する。
- ・体験の場の利用に対して、日中、利用者に合った活動を提供できるよう検討する。
- ・体験の場の利用に対して、支援計画の作成等を検討する。
- ・事業実施に関する周知を図る（市報・ホームページ・ちらしなど）。
- ・体験の場として確保を検討する1床については、緊急時の受入が必要となった場合には、緊急時の受入を優先することを周知徹底する。
- ・空き状況については、誰もが確認できるような仕組みを検討し、また、受け入れに当たっては、予約が重複することがないように徹底する。

## ④ 専門的人材の確保・養成の機能

- ▶ 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う機能

### 【課題】

- ・人材育成について、事例検討や勉強会等を実施できる体制を整備する。

### 【検討状況】

- ・専門的人材のスキルアップのため、専門的人材育成のための研修会・事例検討会の実施を検討する。
- ・喀痰吸引を実施できる専門的人材の養成に向けて、市内事業所に対して喀痰吸引研修、普及啓発等を行うことを検討する。
- ・強度行動障害支援者養成研修の普及啓発等について検討する。

## ⑤地域の体制づくりの機能

- ▶ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

### 【検討状況】

- ・ 地域活動支援センターと基幹相談支援センター、事業受託法人等による話し合いの場を設け、今後の市内の相談体制と併せ、地域の体制づくりについても継続的に協議をしていく。
- ・ 事業所連絡会などを通じ市内の事業所と意見交換しながら議論を重ね、市民ボランティアやコミュニティ活動など当市にある資源を活用し、当市に合った地域の体制づくりを進めていく。